

# 平成21年度地上デジタル放送受信機器購入等支援事業について

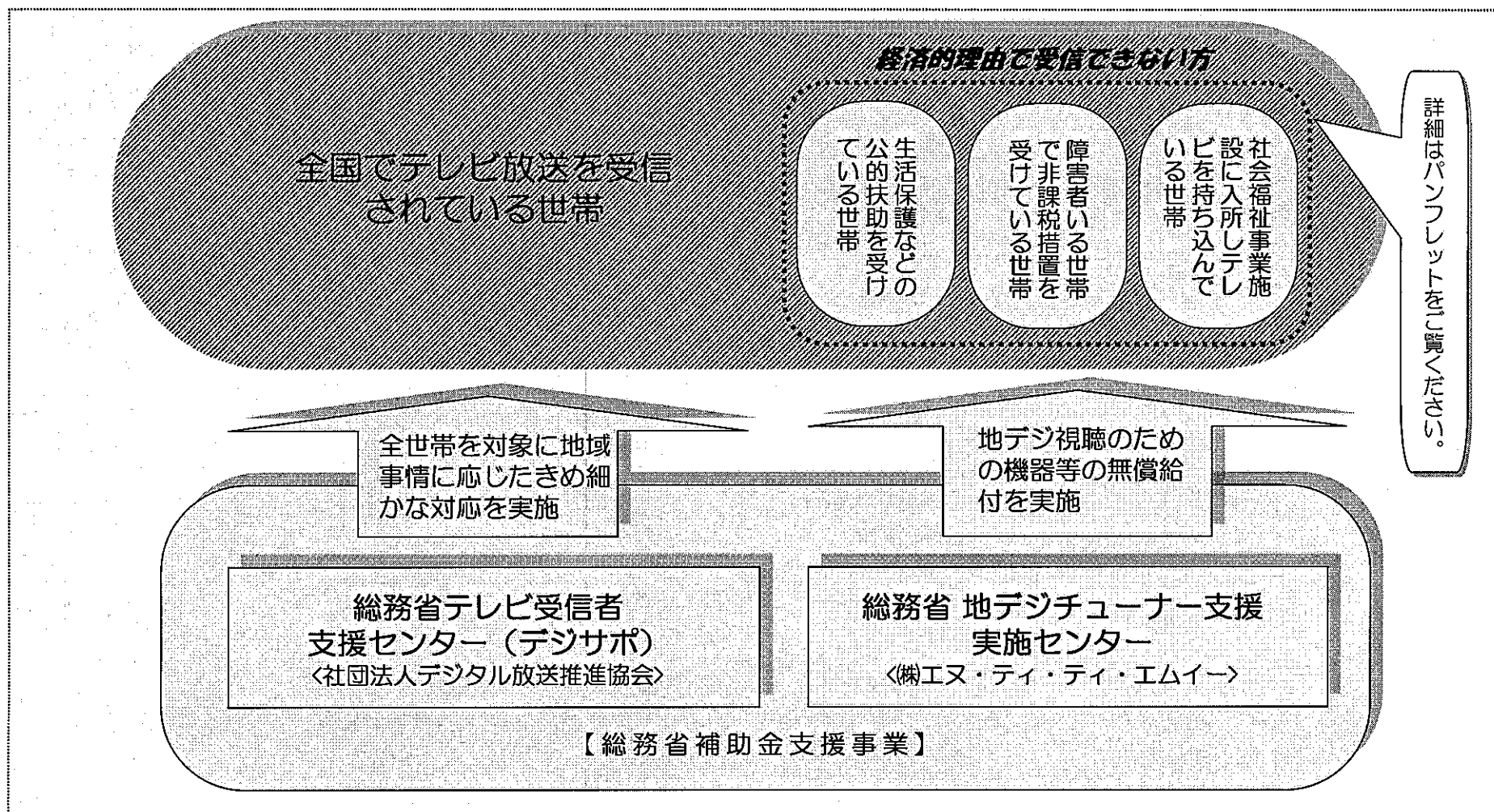
総務省では経済的理由で地上デジタル放送がまだ受信できない世帯に対して「簡易なチューナーの無償給付」などの支援を行います。  
事業の実施にあたり、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーが「総務省 地デジタルチューナー支援実施センター」として採択され、本事業を担うこととなりました。  
なお、本事業の概要、及び実施運営体制等については以下のとおりです。

平成21年10月1日

総務省 地デジチューナー支援実施センター

# 1. 総務省 地デジチューナー支援実施センターの位置づけと役割

本事業は、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に対して、地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限度の機器（簡易なチューナー）等の無償給付を行うものです。





### 3. 地方公共団体の皆さまにお願いしたい事項

#### 1. 支援対象世帯の皆さまへの情報提供をお願いします。

- (1)平成21年9月末日までに、支援実施センターから各自治体様の関係機関や福祉事務所様へ、本支援の申込みに関する「ポスター、パンフレットと申込書と返信用封筒を同封したA4版封筒を送付させていただきますので、求めに応じ提供をお願いします。
- (2)平成21年度分の申込受付期間は、平成21年10月1日（木）から平成21年12月28日（月）までです。
- (3)本事業は、平成23年7月まで継続予定の事業であることから、その間は支援対象世帯の皆さまに対して、引き続き情報提供をお願い致します。

#### 2. 窓口担当の皆さまへお願いしたい事項

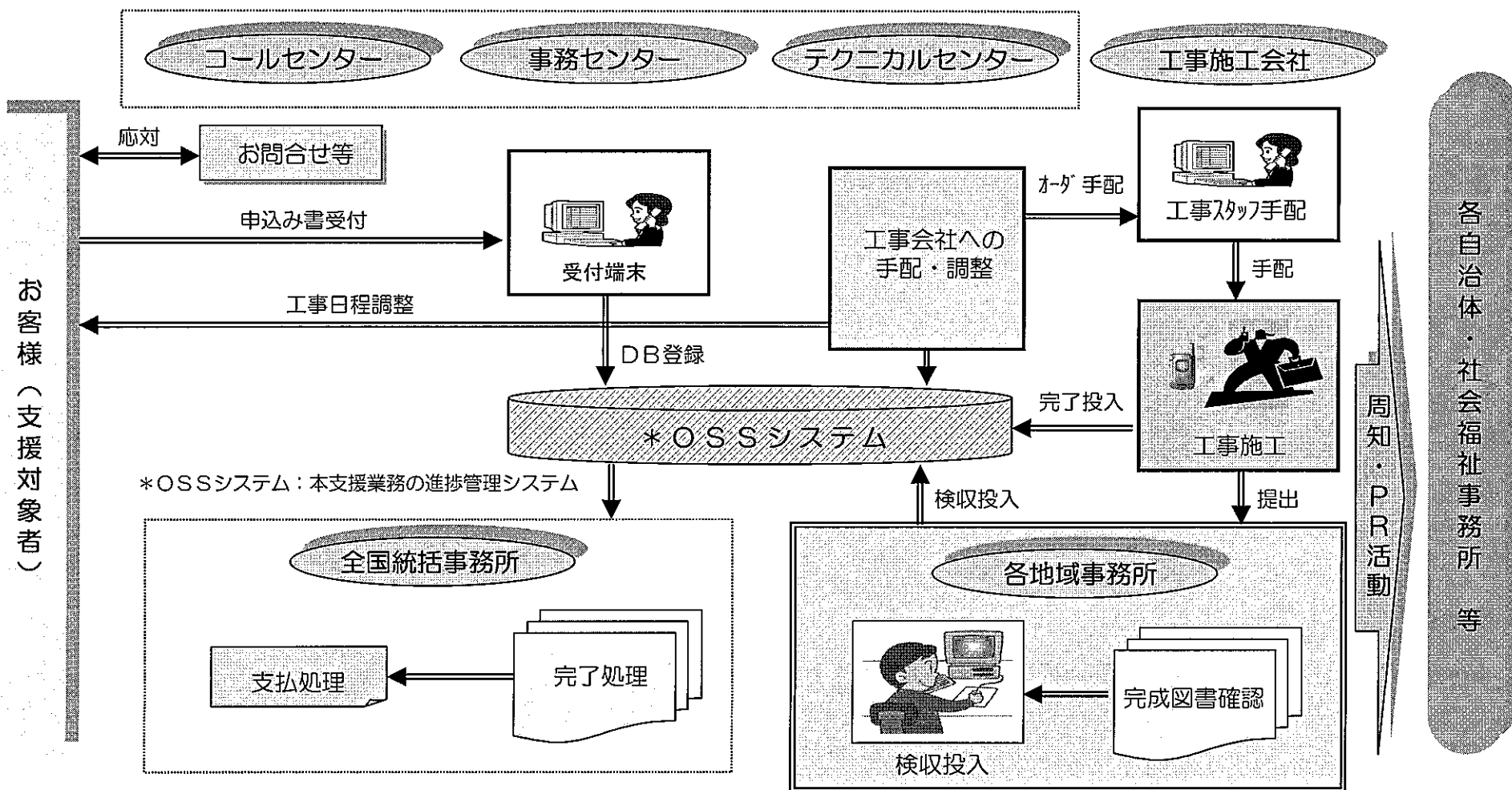
- (1)ポスターは空きスペース等をご利用いただき掲示をお願いします。
- (2)支援実施センターから送付させていただく、パンフレットと申込書と返信用封筒を同封したA4版封筒を窓口に設置をお願いします。
- (3)窓口に、パンフレットや申込書等をお求めの方がこられた場合には、パンフレットと申込書と返信用封筒を同封したA4版封筒をお渡し願います。

#### 3. 周知広報について

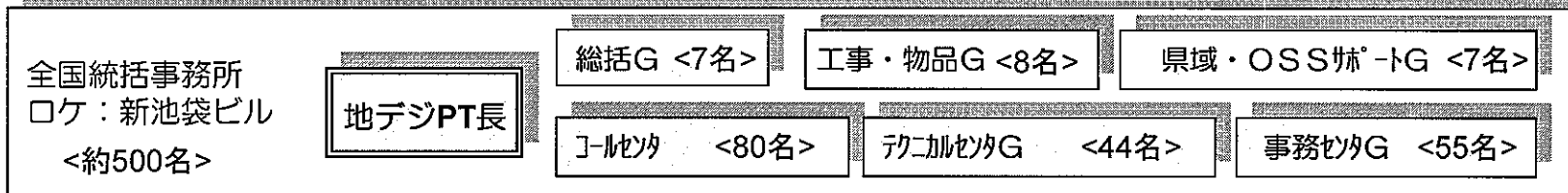
- (1)支援対象世帯について、支援の対象となる世帯と日常的に接点をもつ機関等を通じて、情報の提供をお願いします。
- (2)支援対象世帯に対して、自治体様の広報誌、地上デジタル放送関連の説明会・イベント等を通じて幅広く情報の提供をお願いします。

## 4. 地上デジタル放送受信のための支援事業の業務運営形態について

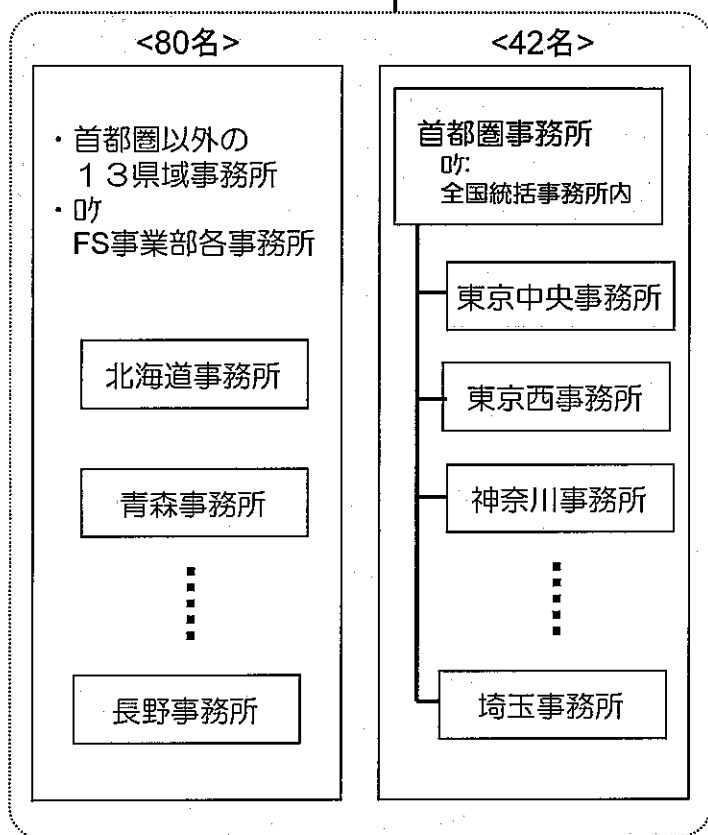
本支援事業の実施にあたりましては、お客様（支援対象者）からのお申込みの受付を行う「事務センター」を始め、お問合せ等に対応する「コールセンター」、工事手配を行う「テクニカルセンター」、また、各自治体様等への対応を行う「東西の各県域事務所」及び、これらの各組織を支援するための「全国統括事務所（新池袋ビル）」を配置し実施致します。なお、業務運営形態の概略、また実施体制は以下のとおりです。



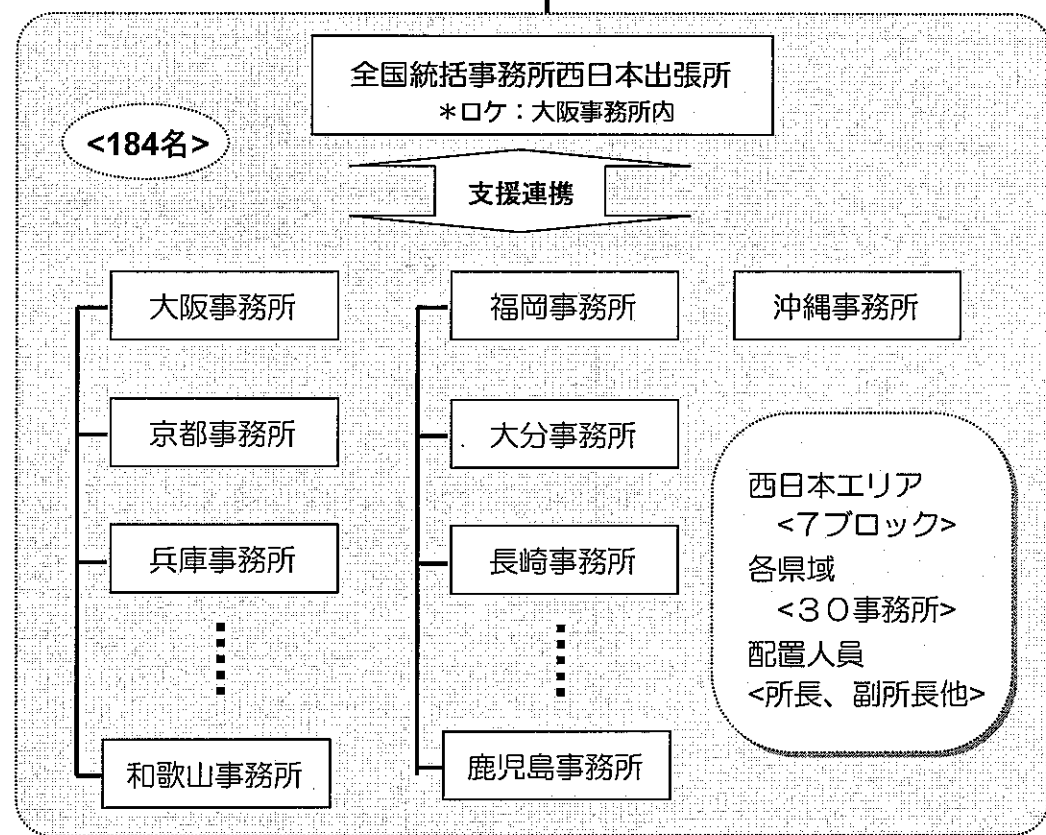
# 〈参考〉 地デジ支援業務の実施体制について



## 【東日本エリア】



## 【西日本エリア】



工事請負契約

